

阿賀野市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月26日

阿賀野市長 加藤 博幸

阿賀野市規則第31号

阿賀野市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市国民健康保険税条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2号様式その1及び第2号様式その2を次のように改める。

第2号様式その1（第2条関係）

年度 国民健康保険税 納税通知書

被保険者番号	

保険税納付方法等	
徴収方法	
納税義務者	
生年月日	性別
住所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

国民健康保険税の確定賦課について

この納税通知書は、令和 年度国民健康保険税の確定納税通知書です。表記のとおり確定しましたので納付税額は本通知書の税額になります。

1. 課税の根拠
- 地方税法第703条の4および阿賀野市国民健康保険税条例第1条の規定により、医療給付費分保険税、後期高齢者支援金等分保険税、介護納付金分保険税、子ども・子育て支援納付金分保険税を合計した国民健康保険税を世帯主に賦課します。
2. 徴収の期間
- 7月から翌年3月の9回です。
3. 税額の算出方法
- 国民健康保険税額は、国民健康保険の被保険者について算出される医療給付費分保険税額（以下「医療分」と）後期高齢者支援金等分保険税額（以下「支援金分」と）、国民健康保険被保険者のうち介護保険法第2号被保険者（世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の人）について算出される介護納付金分保険税額（以下「介護分」と）、子ども・子育て支援納付金分保険税額（以下「子ども分」）※の合計額となります。
- 地方税法第20条の4の2の規定により、医療分、支援金分、介護分、子ども分の年税額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満であるときは、その端数金額またはその金額を切り捨てます。

令和 年度 国民健康保険税税率と限度額				
	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	総所得金額の %	1人当たり 円	1世帯当たり 円	円
支援金分	総所得金額の %	1人当たり 円	1世帯当たり 円	円
介護分	総所得金額の %	1人当たり 円		円
子ども分	総所得金額の %	1人当たり 円※		円

※子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である人。高校生世代。）については、子ども分の均等割が全額軽減されます。

国民健康保険税 賦課明細書

	区 分	所 得 割			被 保 険 者 均 等 割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦ (円)
		課税標準額 ① (円)	所得割率 ②	所得割額 ③=①×② (円)	1人あたり 均等割額④(円)	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤(円)	特定	平等割額⑦ (円)	
変決	医療分		%			人		月		
更	支援金分		%			人				
前	介護分		%			人				
定	子ども分		%			人				
変決	医療分		%			人		月		
更	支援金分		%			人				
後	介護分		%			人				
定	子ども分		%			人				

	区 分	軽 減 額				限度超過額	月割増減額	減 免 額	年間保険税額	
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額	⑧ (円)	⑨ (円)	⑩ (円)	⑪ (円)	(A-⑧-⑨+⑩-⑪) (円)
変決	医療分									
更	支援金分									
	介護分									
	子ども分									
前定	医療分									
変決	支援金分									
	介護分									
	子ども分									
後定										

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

円

円

4. 不服申立

この納税通知書に記載された事項に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

5. 延滞金および督促手数料

納期限までに税金を完納しないと、延滞金・督促手数料が次のとおり加算されます。
延滞金……納期限の翌日から1か月を経過する日まで：延滞金特例基準割合（前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の短期貸出約定平均金利の平均に年1％を加算した割合）に年1％を加算した割合（上限は年7.3％）で計算した額
納期限の翌日から1か月を経過した日以降：延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合（上限は年14.6％）で計算した額
督促手数料……督促状を発した場合1通につき 円

6. 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しないときは、地方税法の規定により滞納処分を受けることになります。

7. その他

住所・資格異動……住所の異動や資格の取得・喪失があったときは、保険証など必要書類を持参のうえ民生部福祉支援課保険年金係または各支所で14日以内に手続きをしてください。
納付場所……阿賀野市役所または各支所、第四北越銀行、大光銀行、加茂信用金庫、はばたき信用組合、新潟かがやき農業協同組合、新潟県・長野県内のゆうちょ銀行の支店・出張所及び郵便局、新潟県労働金庫、納付書裏面に記載のある全国のコンビニエンスストア、PayPay請求書払い、d払い請求書払い、au PAY（請求書支払い）
口座振替納税……納期ごとに預貯金口座から自動的に納めることができます。
お申し込みは納税通知書、金融機関の通帳、通帳届出印を持参のうえ、上記納付場所（コンビニエンスストアを除く）で手続きしてください。
問い合わせ先……阿賀野市役所 民生部福祉支援課保険年金係（電話0250-62-2510）

納付年月／普通徴収の納期	決定（変更）前（円）		決定（変更）後（円）		納付済額（円）		差引納付税額（円）	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
合計								

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。
※納付済額は、この通知書の作成日時時点で把握できたものが記載されています。

国 民 健 康 保 險 税 個 人 明 細 書														通知書番号		
被保険者氏名	区分	※：国保加入者 G：養育主 S：非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															

通知書番号

- ・個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、国税総額となります。(各区分毎に100円未満を切り捨てます。)
- ・ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
- ・限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

[illegible]

新潟県阿賀野市

年度

納入済通知書㊤

加入者名	阿賀野市	口座番号	00690-9-960022	金 額		円
賦課年度		対象年度		通知書番号		期別
被保険者番号		納期限				

督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
円	円	円	

氏納付者

収コン

納ビ

用等

阿賀野市役所／コンビニ本部控
収納代行 地銀ネットワークサービス㈱ (CNS)

(ご注意) 金額を訂正した場合、この納付書では納付できません。

取りまとめ窓 〒280-8594 ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター

00690-9-960022 阿賀野市会計管理者

新潟県阿賀野市

年度

領収証書㊤

原符	納付者氏名
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期 別	被保険者番号
納 期 限	
金 額	円
督 促 料	円
延 滞 金	円
報 奨 金	円
合 計	円

納付者氏名

賦課年度

対象年度

通知書番号

期 別

被保険者番号

納 期 限

金 額

円

督 促 料

円

延 滞 金

円

報 奨 金

円

合 計

円

収入印紙不要

新潟県
阿賀野市
15223

領収日付印

領収日付印

収入印紙不要

全額徴収／コンビニ店補助
収納代行 地銀ネットワークサービス㈱ (CNS)

00690-9-960022 阿賀野市会計管理者

納付者保管
収納代行 地銀ネットワークサービス㈱ (CNS)

00690-9-960022 阿賀野市会計管理者

この領収証書及びレシートは5年間大切に保管してください。

(ご注意)

- 阿賀野市とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は阿賀野市に代わり請求金額を「代理受領」しています。
- コンビニエンスストア等では下記のいずれかに該当する場合は納められません。
 - ①金額の訂正がある場合
 - ②バーコードが印字されていない場合
 - ③バーコードが印字されていても読取ができない場合
 - ④納付書1通で金額が30万円を超える場合
 - ⑤コンビニ取扱期限を過ぎた場合
- この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この納付書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ご依頼人様からご提出いただきました納付書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- この原符兼払込金受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

●納付場所

阿賀野市役所及び各支所、取扱金融機関の本店・支店等の窓口または、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ

○下記の取扱金融機関等

第四北越銀行、大光銀行、加茂信用金庫、はばたき信用組合、新潟県労働金庫、新潟かがやき農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局（新潟県・長野県のみ）
※統廃合により変更となる場合があります。

○下記のコンビニエンスストア

- セブンイレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- デイリーヤマザキ
- ヤマザキデイリーストアー
- ミニストップ
- セイコーマート
- ローソンストア100
- スリーエイト
- MMK設置店
- タイエー
- くらしハウス
- 生活彩家
- ハマナスクラブ
- ポプラ
- ハセガワストア
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ニューヤマザキデイリーストア

○下記のスマートフォンアプリ

- PayPay請求書払い
- d払い 請求書払い
- au PAY（請求書支払い）

※コンビニエンスストア等の店舗では、原則として上記「スマートフォンアプリ」を利用したお支払いはできません。

※納付書のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

※スマートフォンアプリ決済での納付は領収書が発行されません。

この納付書は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。

また、本票を折ったり曲げたりしないでください。（ゆうちょ銀行）

この場所には何も記載しないでください。

【お問合せ先】
〒959-2092
新潟県阿賀野市
岡山町10-15
阿賀野市役所
総務部 税務課 収税係
電話 0250-62-2510

【お問合せ先】
〒959-2092
新潟県阿賀野市岡山町10-15
阿賀野市役所 総務部 税務課 収税係
電話 0250-62-2510

第2号様式その2（第2条関係）

年度 国民健康保険税 納税通知書

被保険者番号

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日		性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

国民健康保険税の確定賦課について

この納税通知書は、令和 年度国民健康保険税の確定納税通知書です。表記のとおり確定しましたので納付税額は本通知書の税額になります。

1. 課税の根拠
- 地方税法第703条の4および阿賀野市国民健康保険税条例第1条の規定により、医療給付費分保険税、後期高齢者支援金等分保険税、介護納付金分保険税、子ども・子育て支援納付金分保険税を合計した国民健康保険税を世帯主に賦課します。
2. 徴収の期間
- 7月から翌年3月の9回です。
3. 税額の算出方法
- 国民健康保険税額は、国民健康保険の被保険者について算出される医療給付費分保険税額（以下「医療分」）と後期高齢者支援金等分保険税額（以下「支援金分」）と、国民健康保険被保険者のうち介護保険法第2号被保険者（世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の人）について算出される介護納付金分保険税額（以下「介護分」）と、子ども・子育て支援納付金分保険税額（以下「子ども分」）※の合計額となります。
- 地方税法第20条の4の2の規定により、医療分、支援金分、介護分、子ども分の年税額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満であるときは、その端数金額またはその金額を切り捨てます。

令和 年度 国民健康保険税税率と限度額				
	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	総所得金額の %	1人当たり 円	1世帯当たり 円	円
支援金分	総所得金額の %	1人当たり 円	1世帯当たり 円	円
介護分	総所得金額の %	1人当たり 円		円
子ども分	総所得金額の %	1人当たり 円※		円

※子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である人。高校生世代。）については、子ども分の均等割が全額軽減されます。

国民健康保険税 賦課明細書

	区 分	所 得 割			被 保 険 者 均 等 割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦ (円)
		課税標準額 ① (円)	所得割率 ②	所得割額 ③=①×② (円)	1人あたり 均等割額④(円)	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤(円)	平等割額⑦		
								特定	(円)	
変決	医療分		%			人		月		
	支援金分		%			人				
	介護分		%			人				
前定 変決	子ども分		%			人				
	医療分		%			人		月		
	支援金分		%			人				
更	介護分		%			人				
	子ども分		%			人				

区分	軽減額				軽減額 ⑧ (円)	限度超過額 ⑨ (円)	月割増減額 ⑩ (円)	減免額 ⑪ (円)	年間保険税額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪) (円)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額					
変決	医療分								
更	支援金分								
	介護分								
前定	子ども分								
変決	医療分								
更	支援金分								
	介護分								
後定	子ども分								
※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。							円		円

4. 不服申立

この納税通知書に記載された事項に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

5. 延滞金および督促手数料

納期限までに税金を完納しないと、延滞金・督促手数料が次のとおり加算されます。

延滞金……納期限の翌日から1か月を経過する日まで：延滞金特例基準割合（前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の短期貸出約定平均金利の平均に年1％を加算した割合）に年1％を加算した割合（上限は年7.3％）で計算した額

納期限の翌日から1か月を経過した日以降：延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合（上限は年14.6％）で計算した額

督促手数料……督促状を發した場合1通につき 円

6. 滞納処分

督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しないときは、地方税法の規定により滞納処分を受けることになります。

7. その他

住所・資格異動……住所の異動や資格の取得・喪失があったときは、保険証など必要書類を持参のうえ民生部福祉支援課保険年金係または各支所で14日以内に手続きをしてください。

納付場所……阿賀野市役所または各支所、第四北越銀行、大光銀行、加茂信用金庫、はばたき信用組合、新潟かがやき農業協同組合、新潟県・長野県内のゆうちょ銀行の支店・出張所及び郵便局、新潟県労働金庫、納付書裏面に記載のある全国のコンビニエンスストア、PayPay請求書払い、d払い請求書払い、au PAY（請求書支払い）

口座振替納税……納期ごとに預貯金口座から自動的に納めることができます。

お申し込みは納税通知書、金融機関の通帳、通帳届出印を持参のうえ、上記納付場所（コンビニエンスストアを除く）で手続きしてください。

問い合わせ先……阿賀野市役所 民生部福祉支援課保険年金係（電話0250-62-2510）

通知書番号

- ・個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、国保税額となります。（各区分毎に100円未満を切り捨てます。）ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
- ・限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

變更理由

※税額や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

[illegible]

6

口座振替納税通知書（前納口座振替者用）

氏名	様		通知書番号	
●振替口座				
金融機関名				
口座種別		口座番号		
名義人				
●口座振替日及び税額				
納期	全期			
口座振替日				
税額	円			

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。
※ 個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示にしています。
※ 口座振替についてのお問合せは、阿賀野市役所総務部税務課収税係までご連絡ください。
電話 0250-62-2510

7

口座振替納税通知書（期別口座振替者用）

氏名	様		通知書番号	
●振替口座				
金融機関名				
口座種別		口座番号		
名義人				
●口座振替日及び税額				
納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日				
税額	円	円	円	円
納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日				
税額	円	円	円	円
納期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
口座振替日				
税額	円	円	円	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。
※ 口座振替についてのお問合せは、阿賀野市役所総務部税務課収税係までご連絡ください。 電話 0250-62-2510

8

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和 8 年 7 月 1 日から適用する。